

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 7月10日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：19件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	復水脱塩装置苛性ソーダ定量ポンプヘッド圧力計に指示値不良が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
2	1号機	原子炉格納容器冷却海水系A系ストレーナ（B）2次ドレン弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
3	1号機	水素ガス供給系水素緊急遮断弁駆動用窒素駆動弁の窒素圧力調節弁用二次側圧力計検出配管接続部より窒素ガスのリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	2号機	原子炉再循環系電動機・発電機セットエリア換気空調系局所空調機の下部より結露水のリーク（1滴/40秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
5	4号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ（A）潤滑油タンクレベル計に指示値不良が認められたため、当該油面計を点検・修理	D	
6	4号機	タービン油処理系油清浄装置タンクベントファン点検において、振動値に許容値超えが認められたため、当該ファンを点検・修理	D	
7	4号機	補機冷却系海水ポンプ（予備品）点検における浸透探傷検査において、インペラに指示模様、及び目視検査において、圧力検出座に割れ、ポンプシャフトの軸受取付部及びシャフト端部に腐食が認められたため、当該部を修理	D	
8	4号機	非常用ディーゼル発電機（A）用補機冷却海水供給淡水希釈電磁弁操作スイッチ銘板の紛失が認められたため、当該銘板を取付	D	
9	4号機	タービン補機冷却系熱交換器点検において、同熱交換器淡水側ドレン弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
10	4号機	定期事業者検査（原子炉保護系インターロック機能検査（運1））において、検査成績書に記載漏れ（検査項目欄・不適合管理リスト記録者の記載漏れ）が認められたため、対応検討	D	
11	4号機	循環水ポンプ軸受潤滑水配管凍結防止ヒータ（B、C）に絶縁抵抗値の低下が認められたため、当該ヒータを点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
12	5号機	原子炉建屋連続ダスト放射線モニタに「ダスト放射線モニタ異常」警報の発生が認められたため、当該モニタを点検・修理	D	
13	5号機	廃棄物地下貯蔵設備廃スラッジ貯蔵タンクレベル記録計に検出器不良と思われる指示値不良（ハンチング）が認められたため、当該検出器を点検・修理	D	
14	5号機	海水系硫酸第一鉄注入装置サブタンク攪拌機の軸受に異音が認められたため、当該攪拌機を点検・修理	D	
15	6号機	非常用ディーゼル発電機（A）機関冷却水ポンプのグランド水ドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
16	6号機	タービン建屋地下1階北東側床面に空調機凝縮水ドレン配管から滴下した水滴が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
17	6号機	自動減圧系A側室素ポンベ圧力調整弁の2次側圧力計に指示値不良（オーバースケール）が認められたため、当該圧力計を点検・調整	D	
18	その他	デジタルマルチメータ定期校正において、精度外が認められたため、対応検討	D	
19	その他	共用プール設備排気放射線モニタ（A、B）記録計に記録用紙の送り不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで